

平成20年8月1日

## 工事請負契約における単品スライド条項の適用開始について

最近の特定の資材価格の高騰を踏まえ、市の発注工事に関して、さぬき市工事請負契約約款第25条第5項(単品スライド条項)の規定を、平成20年8月1日を適用日とし、当分の間、次のとおり適用します。

### 1 「単品スライド」とは

さぬき市工事請負契約約款第25条第5項に基づき、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置です。

### 2 対象とする資材

「鋼材類」、「燃料油」に分類される各材料

【鋼材類】H型鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼2次製品、ガードレール、スクラップ等(ただし、非鉄金属は含まない)

【燃料油】軽油、ガソリン、混合油、重油

※鋼材類、燃料油類のそれぞれの変動額が対象工事費の1%を超えた場合に、その品目が対象

### 3 対象工事の範囲

適用日時点で施工中及び適用日以降に契約する工事

### 4 請負代金額の変更の考え方

対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、請負者からの請負代金額の変更請求に基づき、対象工事費の1%を超える額を発注者が負担。

※ただし、既に部分払いの対象となった出来形部分等については、単品スライドの適用対象外

### 5 適用手続き

請負者が残工期を1ヶ月以上有する時点で請負代金額の変更を請求し、協議を行う。

※請負者は、実際に購入した対象材料の価格(数量及び単価)、購入先、搬入・購入の時期を証明する書類の提出が必要。

### 6 単品スライド額の計算で用いる単価

【鋼材類】現場に搬入された月の実勢価格

※複数回にわけて搬入した場合は、月ごとの搬入数量で加重平均

#### 【燃料油】購入された月の実勢価格

※複数回にわけて搬入した場合は、月ごとの搬入数量で加重平均

※月ごとの購入数量が不明の場合は、工期中の各月の平均

### 7 単品スライド額の計算で用いる対象数量

- ・ 設計図書に記載された数量
- ・ 一式計上の工種で発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量
- ・ 各種資材の運搬のための燃料油で購入量が客観的に確認できるものは、当該数量

### 8 単品スライド額の計算

[搬入（購入）月の実勢価格－設計時点の実勢価格] × 対象数量 × 請負比率－請負代金額の1%相当

※実際に購入した金額が実勢価格で算定した金額よりも安価な場合は、実際に購入した金額を用いて計算する。

※鋼材類、燃料油それぞれの額が請負代金の1%を超えた場合に適用し、合算額ではない。